

「京都いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～

当協会が京都府より受託運営しています「京都府医療勤務環境改善支援センター」では、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。

職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。

本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

7月18日に京都いきいき働く医療機関認定審査会が開催され、精華町国民健康保険病院が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として18病院目の認定を行いました。

認定までには、病院において当センターの実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。



いきいき働く基本認定医療機関（基本認定：平成30年7月末現在）

京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News



August 2018. | Vol. 32

働き方が変わります

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられます。

ポイント1

労働時間法制の見直し

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な『ワーク・ライフ・バランス』を実現できるようにします。

ポイント2

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

今回は「ポイント1 労働時間法制の見直し」の概要についてご紹介いたします。

施行期日（労働時間法制の見直し）

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日
 ※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ改善に向けてまずは宣言を!～

平成30年7月末現在、74病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関（平成30年7月末現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|-----------------|----------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 20 京都久野病院 | 39 宇多野病院 | 58 蘇生会総合病院 |
| 2 京都ルネス病院 | 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 40 洛和会丸太町病院 | 59 京都双岡病院 |
| 3 田辺中央病院 | 22 いわくら病院 | 41 洛和会音羽病院 | 60 なごみの里病院 |
| 4 田辺記念病院 | 23 相馬病院 | 42 洛和会音羽記念病院 | 61 富田病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 24 向日回生病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 62 綾部ルネス病院 |
| 6 京都九条病院 | 25 亀岡シミズ病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 63 六地藏総合病院 |
| 7 西京病院 | 26 綾部市立病院 | 45 身原病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 8 シミズ病院 | 27 稲荷山武田病院 | 46 洛西シミズ病院 | 65 金井病院 |
| 9 ほうゆう病院 | 28 京都博愛会病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 66 京都鞍馬口医療センター |
| 10 宮津武田病院 | 29 学研都市病院 | 48 医仁会武田総合病院 | 67 五木田病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 49 武田病院 | 68 丹後中央病院 |
| 12 長岡病院 | 31 京都回生病院 | 50 伏見岡本病院 | 69 愛生会山科病院 |
| 13 京都南病院 | 32 木津屋橋武田病院 | 51 京都岡本記念病院 | 70 宇治病院 |
| 14 新京都南病院 | 33 嵯峨野病院 | 52 亀岡病院 | 71 京都桂病院 |
| 15 京都民医連中央病院 | 34 京都南西病院 | 53 高雄病院 | 72 西陣病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 54 なぎ辻病院 | 73 大島病院 |
| 17 三菱京都病院 | 36 北山武田病院 | 55 八幡中央病院 | 74 むかいじま病院 |
| 18 吉川病院 | 37 賀茂病院 | 56 市立福知山市民病院 | |
| 19 宇治武田病院 | 38 京都きづ川病院 | 57 田辺病院 | |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター
 TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
 TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分
 場所 COCON 烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）

相談内容など
 秘密は厳守します。

1 残業時間の上限が規制されます

現在

法律上は、残業時間の上限がありませんでした。

改正後

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

○残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

○臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、
 ・年720時間以内
 ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
 ・月100時間未満(休日労働を含む)
 を超えることはできません。
 (月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

※ただし、上限規制には適用を除外する事業・業務があります。

【適用除外・除外の事業・業務】	
自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的なあり方、労働時間の短縮等について検討し、結論を導くこととしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂鉄製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の直接指導(※)、代替休日の付与等の健康確保措置を設けた上で、 <u>労働時間上の上限規制は適用しません。</u> ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による健康診断を受けさせなければならないこととします。

2 勤務間インターバル制度の導入を促します

勤務間インターバル制度とは？

1日の業務終了後、翌日の出社までの間に、一定期間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みです。

この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

3 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけられます

現在

労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。

改正後

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日は取得していただきます。

4 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げられます

現在

月60時間超の残業割増賃金率
 大企業は50%
 中小企業は25%

改正後

月60時間超の残業割増賃金率
 大企業、中小企業ともに50%
 (※中小企業の割増賃金率を引上げ)

5 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけられます

現在

割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
 →裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

改正後

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

6 フレックスタイム制が拡充されます

現在

労働時間の清算期間：1か月

改正後

労働時間の清算期間：3か月
 清算期間が3か月になると…
 6月に働いた時間分を、8月の休んだ分に振り替えることができます。

7 高度プロフェッショナル制度が新設されます

自律的で創造的な働き方を希望する方々が、高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意します。

7月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認
 <平成30年度合計:3病院>

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

平成30年7月:1病院<平成30年度合計:4病院>

3 勤務環境改善に取組み医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

医療勤務環境改善研修会 「働き方改革について」

日時：7月24日(火) 午後1時30分～午後4時30分
 場所：市民交流プラザふくちやま
 テーマ：①「医師の働き方改革について」
 ②「働き方改革と経営戦略を両立させる」
 講師：① 福島 通子氏 (塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)
 ② 竹中 君夫氏 (社会医療法人明和会医療福祉センター法人本部人事主幹)

8 産業医・産業保健機能が強化されます

- 産業医の活動環境の整備
 - 事業者から産業医への情報提供を充実・強化します。
 - 産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。
- 労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いルールの推進
 - 産業医等による労働者の健康相談を強化します。
 - 事業者による労働者の健康情報の適正な取扱いを推進します。

医療勤務環境改善研修会 「働き方改革について」

対象 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等

京都市内・南部地域開催

日時：12月13日(木) 午後2時～午後5時
 場所：メルパルク京都
 テーマ：①「医師の働き方改革について」
 ②「働き方改革と経営戦略を両立させる」
 講師：① 福島 通子氏(塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)
 ② 竹中 君夫氏(社会医療法人明和会医療福祉センター法人本部人事主幹)
 参加費：無料 定員：120名

医療従事者確保・定着のための 経営・勤務環境改善研修会

対象 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等

第1回

日時：10月16日(火) 午後2時～午後6時
 場所：登録会館
 テーマ：第1部 「医療機関における働き方改革」
 第2部 3つの革新的変化「需要構造、供給体制、世代交代観」
 …経営者にも働き方改革の波？
 講師：第1部 山中 広嗣氏(京都労働局 雇用環境・均等室室長補佐)
 第2部 石井 孝宜氏(石井公認会計士事務所所長・公認会計士)
 参加費：無料 定員：120名

第2回

日時：11月13日(火) 午後2時～午後6時
 場所：登録会館
 テーマ：第1部 「医師の働き方改革検討会の方向性」
 第2部 もう一度考える「消費税、そして認定医療法人」
 …医療界が解決できない2つの悩みを考える
 講師：第1部 馬場 武彦氏(馬場記念病院 理事長)
 第2部 石井 孝宜氏(石井公認会計士事務所所長・公認会計士)
 参加費：無料 定員：120名

第3回

日時：平成31年1月22日(火) 午後2時～午後6時
 場所：メルパルク京都
 テーマ：第1部 「チーム医療からチーム経営へ～ここよく働く働き方改革～」
 第2部 しっかり確認「病院の経営状態、30年改定の影響」
 …今年の医療界、何が起きているのか確認する
 講師：第1部 土井 章弘氏(岡山旭東病院 院長)
 第2部 石井 孝宜氏(石井公認会計士事務所所長・公認会計士)
 参加費：無料 定員：120名

※講演内容は変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

各研修の申込方法

京都私立病院協会ホームページ(<http://khosp.or.jp>)の「研修会・講習会申込」からお申込ください。
 ※定員に達し次第、締め切りますのでお早目にお申込みください。